

令和4年2月3日

保護者様

みよし市教育委員会

市内小中学校で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について
(お知らせ)

平素から本市の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、県内の新型コロナウイルス感染者は連日 5,000 人を越えており、大変厳しい状況が続いておりますが、今後も、市内小中学校での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、何卒よろしくお祈りいたします。

さて、令和4年2月3日付けで愛知県教育委員会より、臨時休業に関する新たな基準が示されましたのでお知らせします。今後、市教育委員会は、衣浦東部保健所及び学校と連携し、下記の基準に基づいて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）の判断・実施をしてまいります。

なお、下記の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても臨時休業を実施しない場合もあることを御承知おきください。

また、濃厚接触者を特定したり、臨時休業の要否に係る判断をしたりするための作業として、陽性が判明した児童生徒に対する聞き取りは、保健所に代わって学校が直接行う場合があります。その際は、御家庭に連絡させていただきますので、御理解と御協力のほどよろしくお祈りいたします。

記

臨時休業の判断基準

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝を含めた5日程度を目安）

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 感染者が複数判明した場合（感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く）
 - ② 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合
 - ④ その他、市教育委員会で必要と判断した場合
- （※ただし、学校に7日間以上来ていない者の発症は除く。）

【一部臨時休業（学年閉鎖）】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

【 みよし市教育委員会 学校教育課 電話 0561-32-8026 】